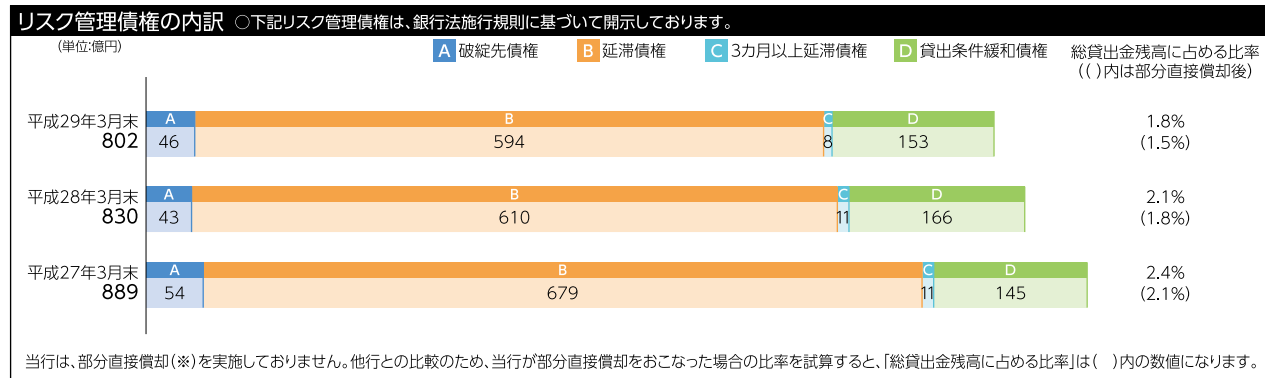


不良債権への対応について

～資産内容の一層の健全化を進めてまいります～

リスク管理債権の状況



リスク管理債権額につきましては、前期比28億円減少し、3月末残高は802億円になりました。この結果、貸出金残高に占める比率は1.8%となりました。

破綻先債権

未収利息を収益計上扱いとしている貸出金のうち、会社更生法、破産法、再生手続等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金。

延滞債権

未収利息を収益計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。

3カ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めをおこなった貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金。

金融再生法に基づく開示債権の状況

(平成29年3月末) (単位:億円)

	貸出金等の残高 A	担保等の保全額 B	保全されていない額 C=A-B	Cに対する引当額 D	引当率(%) D/C×100	保全率(%) (B+D)/A×100	総与信残高合計に 占める比率(%)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	207	80	127	127	100.0	100.0	1.8(1.5)
危険債権	444	291	154	75	48.6	82.2	
要管理債権	162	81	81	6	7.1	53.4	
金融再生法開示債権合計	812	451	361	207	57.3	81.0	
正常債権	44,338						
総与信残高合計	45,150						

当行は、部分直接償却(*)を実施しておりません。他行との比較のため、当行が部分直接償却をおこなった場合の比率を試算すると、「総与信残高合計に占める比率」は()内の数値になります。

金融再生法開示債権額(総与信ベース)では、3月末残高は812億円となり、総与信比率は1.8%となりました。

破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、会社更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。

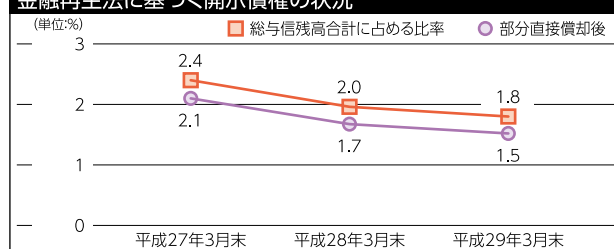
要管理債権

リスク管理債権の「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金。

正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記3区分以外のものに区分される債権。

金融再生法に基づく開示債権の状況



※部分直接償却…部分直接償却とは回収見込みが無い不良債権部分を即時オフバランス化する手法です。通常は、税法にしたがい、回収見込みが無い不良債権部分を資産計上するとともに個別貸倒引当金を積み立てておき、担保等の清算がすべて完了した年度に両勘定を相殺・償却(オフバランス化)処理いたします。記載金額は、単位未満を四捨五入で表示しております。